

第2次長崎県環境教育等行動計画

～ 一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むために ～

(計画期間：2019～2030年度)

この計画は、環境教育等促進法第8条の規定に基づき、
県が作成する環境保全活動及び環境教育等の推進に関する行動計画です。

改定の基本的考え方

この計画では、ESD（持続可能な開発のための教育）やSDGs（持続可能な開発目標）などの新しい考え方を踏まえながら、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力し環境教育等に取り組むことによって、一人ひとりの環境保全のための行動を促し、さらにその一人ひとりが自ら主体的に取り組むことにより、持続可能な社会づくりを目指していきます。

◎4つの新しい考え方

- ◆ESDの視点を踏まえた環境教育…「持続可能な社会づくりの担い手」を育む
- ◆SDGsとESDの考え方の活用…「誰一人取り残さない」、「同時解決」の視点
- ◆体験活動を通じた学びの実践…地域の身近な課題や場に関わる体験→実感→行動
- ◆ライフステージに応じた環境教育等…幼児期からシニア世代までの段階に応じて

環境教育等を通じて目指す人間像と育むべき能力

環境教育等を通じて目指す人間像

- 国の基本方針にあげられている人間像に加え、「地域の課題解決に向けて主体的に考え、行動できる人間」の育成も併せて目指します。

「国の基本方針にあげられている人間像の例」

- 知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- 他者と議論し、合意形成することのできる人間
- 他者の痛みに関心し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間 等

環境教育等が育むべき能力

- 国の基本方針にあげられている「未来を創る力」と「環境保全のための力」に加え、「身近な環境保全活動に取り組むための力」を育むことも併せて目指します。

「未来を創る力」

- 社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- 課題を発見・解決する力 等

「環境保全のための力」

- 地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
- 環境保全のために行動する力 等

「身近な環境保全活動に取り組むための力」

- 身近な環境保全活動を「環境マナー」として考え実践する力
- 身近な環境保全活動に率先して取り組む人に共感し、協力して活動に取り組む力 等

行動計画の計画期間

計画期間は、2019年度から2030年度までの12年間です。

(注) 計画期間は、SDGsが2030年度までの目標であることを踏まえ、設定しています。

行動計画の数値目標

この計画では、「**持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと**」を目標にしており、学校等、家庭・地域、事業者、行政など県民総ぐるみで環境教育等に関する取組を推進することによって、**詰替商品の購入や節電・節水の取組など、身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を2030年度までに100%とすることを目指します。**

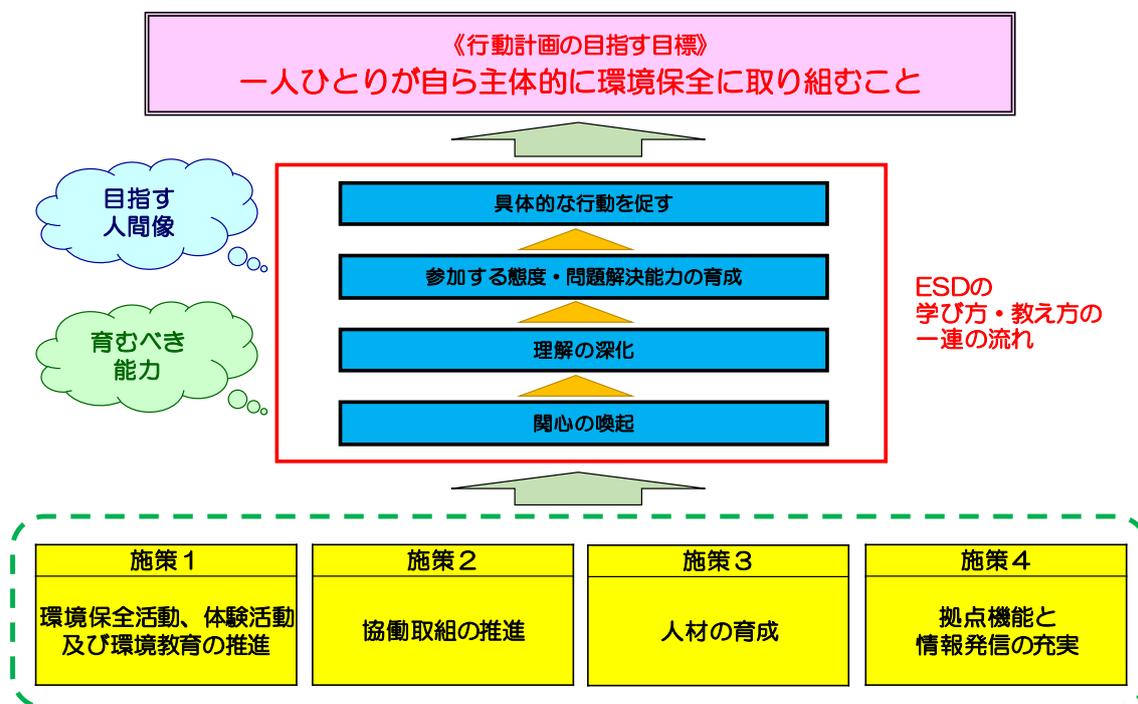
指標	基準値	中間目標値	目標値
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	62% (2018年度)	84% (2025年度)	100% (2030年度)

(注1) 目標の割合については、県民意識アンケート結果（総合計画進捗管理用）に基づき算定することを基本とします。ただし、他のアンケート調査から算定した数値（割合）も参考値として使用することもあります。

(注2) 県の総合計画や環境基本計画の見直し年度である2025年度を中間年度として検証及び見直しを行うこととしているため、2025年度の中間目標値を設定しています。

施策と体系

前計画の基本的方向の考え方を踏襲し、次の4つの施策を設定、取組を進めます。



各主体の役割

持続可能な社会づくりに向けた取組を推進するためには、次に掲げる5つの重要事項を、対象となる人の**ライフステージ又は生活の在り方(ライフスタイル)等に応じて、「学校等」、「家庭・地域」、「事業者」、「行政」の各主体が**それぞれの立場で積極的に推進することが不可欠です。

- ◇環境に対する関心を喚起する ◇共通の理解を深める ◇意識の向上を図る
◇参加意欲を喚起する ◇問題解決能力を育成する

主体区分	各主体に期待される役割のうち、主なもの
学校等	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活を含めたあらゆる教育活動を通じて、持続可能な社会の担い手として必要な「知識・能力・態度・価値観等」を児童・生徒・学生に身につけさせることが必要。 ○地域の課題解決を担う人材育成の観点から、家庭・地域と協働し、環境教育等を推進することも必要。 ○留学生や国際交流事業等を通じて、グローバルな視点に立って環境問題を多面的に捉えることができる生徒や学生を育てることも重要であり、その取組を進めることが必要。 ○幼稚園・保育園・認定こども園は、日常の保育の中で、幼児が、遊びや体験活動を通じて身近な環境に触れ合い、様々な気づきが得られるよう取り組むことが大切。
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○大人が子どもたちに、子どもが大人たちに環境について学んだことなどを伝え、家族で話し合うことなどを通じて、身近な環境保全活動についての理解を深めることが期待。 ○環境問題について日頃から家族で話し合い、詰替商品の購入や節電の取組など、身近な環境保全活動に家族で取り組むことが重要（「賢い消費者になる」ことにもつながる）。 ○自治会などの地域コミュニティの場において、様々なライフステージに応じた取組を推進することが期待。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した製品やサービスの提供、情報発信が、消費者や観光客、取引先等の環境意識の向上や醸成にもつながっていくことが期待。 ○職場における環境教育等が、従業員の家庭や地域社会における取組にもつながることが期待。 ○外国人労働者の受け入れに際し、ごみ出しの方法や環境マナーなど、社会生活を送るうえでのルールを学ばせる機会を設けることも必要。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○市町には、地域における環境保全活動や環境教育の実践に役立つ情報等の収集・整理・提供、地域資源を活用した環境教育等の機会の提供、地域の多様な主体をつなぐ役割などが期待。 ○県は、県内全域を対象とした計画の策定や体制・仕組みづくり、市町の枠を超えて実施することが効果的である取組を行うとともに、県と国、各市町・教育委員会、他部局との連携強化、消費者教育等他の分野の取組との連携を推進。 ○県や市町も一事業者として、職員の環境に対する意識の向上を図ることも必要。 ○県や市町は、外国人労働者や観光客に対しても、ごみの投げ捨て禁止や市町のごみ出しルールを守ることなど、環境保全に関する普及啓発にも取り組むことが必要。 ○国・県・市町等が設置する公の環境教育関連施設は、他の環境教育関連施設等とも連携を図りながら、環境に関する意識の普及や情報発信、体験活動などの取組を進めていくことが必要。

各主体における主な取組

【施策1】環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

学校等	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校の教育活動全体を通して環境保全活動及びESDの視点を取り入れた教育の充実・促進。ボランティア活動や自然体験活動など体験的学習活動の充実。 ◇幼稚園・保育所・認定こども園等では、日常の保育を通して、幼児が身近な環境に触れ合うことで様々な気づきが得られるよう、遊びや体験的活動を実施。
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◇ごみの適正な分別やりサイクル活動、環境美化活動、省エネルギーの取組やスマートムーブなどの環境保全活動の取組、体験活動や環境教育等の実施。 ◇地域についてよく知り、地域の良さを認識し、継承していこうという意識の醸成。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇ごみの適正な分別やりサイクル活動、環境美化活動、省エネルギーの取組やスマートムーブなどの環境に配慮した事業活動の取組、体験活動や環境教育等の実施。 ◇清掃活動への参加などの環境保全活動、環境マネジメントシステムの取組などを活用しながら、従業員に対する環境教育等を実施。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」を核とした情報発信。 ◇ながさきグリーンサポーターズクラブ会員へのメールマガジンの配信。 ◇環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者の派遣。 ◇グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、サステイナブル・ツーリズムを推進。 ◇未来環境条例に基づき指定した「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」における巡回指導や広報等。 ◇市町が実施する海岸漂着ごみの回収処理や発生抑制の取組支援、市町やボランティア団体等と連携した環境教育や啓発活動の実施。 ◇地域活動団体等が実施する環境保全活動の取組を推進。 (漁業者等による漁場環境の改善等への取組、県管理の公共施設の清掃・美化活動を行う愛護団体やアダプト団体の活動支援、森林ボランティア等が実施する森林づくり活動等への支援 など)

【施策2】協働取組の推進

学校等	<ul style="list-style-type: none"> ◇自らの取組などの情報を積極的に周知。他の主体が実施する取組へ参加・協力。 ◇学校支援会議・コミュニティスクールなどにおける学校、家庭、地域の連携により、学校や地域の情報及び課題を共有し、その解決に向けた取組を進める。
家庭・地域事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇自らの取組などの情報を積極的に周知。他の主体が実施する取組へ参加・協力。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◇各主体や指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制を支援。 ◇消費者教育等との連携による効果的・効率的な環境教育の推進。 ◇「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動を推進。

【施策3】人材の育成

学校等	<ul style="list-style-type: none"> ◇教科横断的な視点での環境教育や、各教科以外で環境教育を実践できる指導者を養成。
家庭・地域事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境教育等の実践につながる研修会の開催や、他の主体が実施する研修会への参加などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組む。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境活動指導者養成講座等の指導者養成に係る研修の実施。

【施策4】拠点機能と情報発信の充実

学校等	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境に配慮したエコスクールの推進、環境教育の拠点として活用。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◇ESDに積極的に取り組むユネスコスクールの活動の支援。 ◇ごみ処理施設、上下水道施設などの生活環境施設等を体験機会の場として提供。 ◇島原半島世界ジオパークや自然公園などESDの実践の場としての活用を促進。体験学習の場や、施設を整備し、体験機会の場を提供。 ◇県立青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）の活用を促進。

行動計画の進行管理

毎年度、計画目標の達成状況及び施策の取組状況について、PDCAサイクルによる進行管理を行い、結果等はホームページや環境白書を通じて公表します。